

報道関係者各位

令和6年4月26日

特別民間法人 中央労働災害防止協会

総務部長 溝口 進

【照会先】 総務部広報課長 高須 幸治

(電話) 03-3452-6542 E-mail koho@jisha.or.jp

厚生労働省や環境省、他の関係団体等と連携し、 化学物質管理強調月間を創設

中央労働災害防止協会（中災防：会長 十倉 雅和（日本経済団体連合会会長））は、厚生労働省や環境省とともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図り、化学物質管理活動の定着を図るため、「化学物質管理強調月間」を創設します。本月間は令和7年2月を第1回とし、毎年2月に実施します（別紙）。

国内で使用されている化学物質は数万物質にのぼる中、化学物質による労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の対象となっていない物質によるものが約8割を占めています。これに対応するため、事業者が自社で取り扱う化学物質の危険性・有害性に基づき、適切に管理することを基軸とした新たな規制が導入され、令和6年4月から全面的に施行されています。新たな規制の対象となる化学物質を製造または取り扱う事業場は、業種・規模に関わらず対策を講ずることとなっており、新たな化学物質管理規制を広く浸透させる必要があります。なお、こうした取り組みは、国際的な潮流も踏まえつつ、持続可能な社会の実現にも寄与するものとなっています。

化学物質管理強調月間では、厚生労働省が行う公募によりスローガンを決定するとともに、化学物質管理に関して主唱者・協力連携者・協賛者や事業者が実施すべき事項を定めた要綱を今後発表する予定です。

中災防では、新たな規制の施行前から積極的に化学物質管理者や保護具着用管理責任者の選任に必要な講習の実施、化学物質管理に関する技術サービスや情報発信を行ってまいりました。今般の新たな規制による対応が必要となる業種は従来の化学物質規制よりも大きく広がったため、依然としてこの規制の定着が課題となっており、化学物質管理に対する意識の高揚をより一層働きかけていく必要があります。本月間の趣旨を踏まえ、中災防は主唱者として労働災害防止団体や関係団体と連携しながら、各事業者に広く周知し、事業場の安全衛生活動を力強くサポートします。

中災防の具体的な取り組みは次のとおりです。

- ・ ホームページに特設サイトを設置し、管理者や責任者等を対象とした研修・セミナー情報のほか、事業場に役立つ情報を発信します。
- ・ 無料の中小規模事業場安全衛生サポート事業により中小事業者の化学物質管理の支援を行います。

(裏面に続く)

- ・ 化学物質管理を組織的に進めるにあたり有効な労働安全衛生マネジメントシステムの導入・構築に向けた研修等を本月間に向けて順次開催します。
- ・ 化学物質管理強調月間図書・用品販売キャンペーン（令和7年1月6日～2月28日）を実施し、関連図書の発行、スローガン入りポスターやのぼり、化学物質関連表示ボード等を制作・提供します。

中災防は、本月間の活用を事業者に積極的に呼びかけ、職場における化学物質管理の意識の高揚と労働災害のためのきめ細かいサポートをしてまいります。

※この資料は、厚生労働記者会、厚生労働省労政記者クラブ、厚生日比谷クラブ、鉄鋼研究会に配布しています。

令和 6 年 4 月

化学物質管理強調月間の創設について

1. 趣旨

現在、国内で使用されている化学物質は数万種類にのぼり、化学物質による労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の対象となっていない物質によるものが約 8 割を占めている。これに対応するため、厚生労働省では、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS 分類）で危険性・有害性が区分されている物質全てを対象として、事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を事業者自らが適切に選択、実施すること（自律的管理）を基軸とする新たな規制を導入し、本年 4 月に施行したところである。

新たな規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は、順次拡大され、令和 8 年 4 月までに、約 3,000 物質程度が指定される予定である。これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、これまで化学物質の管理の経験の少ない中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が必要となる。

また、国際的には、令和 5 年 9 月に第 5 回国際化学物質管理会議において採択された「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において環境と労働分野が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。環境省では、こうした国際的な潮流も踏まえつつ、持続可能な社会の実現に向け、事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進すること等により、環境の保全上の支障の未然防止を図っているところである。

このような背景を踏まえ、厚生労働省と環境省が連携し、令和 6 年度を初年度とし、毎年 2 月に化学物質管理強調月間を展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の

高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

2. スローガン

公募により決定する。

3. 期間

毎年 2 月（2 月 1 日～2 月 28 日）（第 1 回は令和 7 年 2 月）

4. 実施体制

（1）主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

（2）協力連携者

環境省

（3）協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

（4）協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

（5）後援

経済産業省

（6）実施者

各事業者

5. 実施事項

（1）主唱者・協力連携者・協賛者

（ア）化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

（イ）スローガン等の選定

（ウ）雑誌等を通じた広報

（エ）事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等の開催

（オ）「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通

（カ）化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

（キ）事業者の実施事項についての指導援助

（ク）その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ケ) (ア)～(ク) の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の
依頼

(2) 実施者

(ア) 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

(イ) スローガン等の掲示

(ウ) 化学物質管理に関する優良職場、功績者等の表彰

(エ) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した
実地訓練等の実施

(オ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語
等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

(カ) 日常の化学物質管理の総点検